

○まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(平成 28 年 7 月 6 日告示第 74 号)

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に関し必要な事項を検討するため、まんのう町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 委員は、福祉・医療等に関する機関、団体及び地域等の代表、学識経験者並びに関係行政機関等のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事務が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長の職務等)

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の事務局は、福祉保険課に置く。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。